

講習実施要項

(受講される皆様へ)

必ずお読み下さい

本講習は、過疎地有償運送運転者及び交通空白輸送運転者に必要な国土交通省認定の「交通空白地有償運送運転者講習」会です。

過疎地有償運送(道路運送法施行規則第 49 条 2 号)、市町村空白輸送(道路運送法施行規則 第 49 条 1 号)を行う運転者は「交通空白地有償運送運転者講習」が義務づけられています。

第 1 講習内容 150 分

1. 関係法令等に関する講義(20 分)
2. 安全・安心な運転行動と緊急時の対応に関する講義(50 分)
3. 運転方法に関する講義(40 分)
4. 運転方法に関する演習(運転 20 分・観察 20 分)

第 2 受講の条件

1. 過疎地有償運送(79 条)、市町村空白輸送(79 条)の登録を受けている事業所または受ける予定がある事業所に所属していること。
2. 講習の全課程を受講できること。
3. 四輪自動車運転免許を取得し、取消処分又は停止処分の期間中ではない者。
4. 事前に申込書の提出等、手続きが済んでいること。

第 3 受講上の注意事項

1. お申し込みは、お電話にて講習実施月での受講希望日時をお伝えください。申込書に必要事項をご記入の上、10 日前までに F A X または郵送でお送りください。
2. 申込書は記入漏れのないようすべての項目をご記入下さい。
3. 申込書のない人の代理受講はできません。
4. 車両の運転実技がありますので、運転免許証は必ずご持参ください。免許停止または免許取消処分中で運転できない方は受講できません。
5. 1 科目でも欠席した場合は全課程受講とはならず、修了証の交付はできません。この場合、受講料の返金はありませんので、あらかじめご了承ください。
6. 各講義で遅刻、途中退席した場合も、全課程受講とは認められない場合がありますので、十分ご注意ください。
7. 筆記用具をご用意ください。
8. 実技講習がありますので、動きやすい服装・履物でお越しください。
9. 講習修了の方には、認定講習の修了証を発行いたします。

第 4 個人情報の取り扱いについて

受講者個人を識別できる受講者氏名、住所、生年月日、資格の情報「個人情報」については下記のとおりいたします。

1. 個人情報は、次の目的に使用させていただきます。
① 当所からの郵便物の発送 ② 重大事故発生時における国土交通省からの受講内容の照会
2. ご提供頂いた個人情報は、個人情報が不要であることを確認した時点、及びその後当所が必要と判断する一定月数を含めた期間において、第三者が受講者の 個人情報に触れないよう、適切な管理体制のもとに保管いたします。また、受講者ご本人から個人情報の開示、修正又は削除のご依頼があったときは、速やかに 開示、修正又は削除いたします。